



名北労働基準協会会員限定で「化学物質管理実施対応総合支援事業」を実施  
**法令準拠型から自律的な管理を基軸とする化学物質管理への移行** ③  
 (一社)名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長 作業環境測定士 杉山正義

今回はリスクアセスメントの基本について説明します。

1、リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、職場で取り扱われる化学物質の危険性や有害性(ハザード)を特定して、それらに起因する危険性や有害性が労働災害につながる可能性と労働災害の程度の度合い(リスク)を見積り、評価するものです。

なお、リスクアセスメント実施後は、リスクの大きさに基づいて対策の優先度を決め、リスクの除去又は低減の方法を検討し、対策を講じます。

更に、具体的に明らかになったリスクに対して、そのリスクを低減させる措置を検討し、実施することにより事業場の安全衛生水準を高めていきます。

2、リスクアセスメントはなぜ必要か？

①労働災害が発生していなくても、潜在的な危険性及び有害性は存在していますが、これが放置されると労働災害が発生するおそれがあります。

②技術の進歩により多種多様な機械設備や化学物質が使用されるようになり、その危険性や有害性が多様化しています。

③さらなる労働災害の減少を図るには、先取りの安全衛生対策を行っていく必要があります。そのためには職場に潜む様々なリスクを網羅的に調査し、労働災害に至る前に先手を打って対策を実施し、危険の芽の除去・低減措置を行う「リスクアセスメント」を活用した労働災害防止活動が必要です。

3、リスクアセスメントを活用した労働災害防止活動の目的

リスクアセスメントを導入し実施する目的は、職場全体が参加し、職場におけるリスクとそれに対する対策を考え、労働災害に至る危険性及び有害性を事前にできる限り取り除き、安全と健康が確保された快適な職場にすることです。

4、リスクアセスメントの効果

①職場のリスクが明確になる  
 ②リスクに対する認識を共有で

きる

③安全対策の合理的な優先順位が決定できる

④残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になる  
 ⑤職場全体が参加することにより「危険性及び有害性」に対する感受性が高まる

5、リスクアセスメントの実施体制

リスクアセスメント及びその結果に基づく措置は、次の体制で実施する必要があります。また、安全衛生委員会の活用等を通じ、労働者を参画させなければなりません。

○統括安全衛生管理者等事業の実施を統括管理する者  
 リスクアセスメント等の実施を統括管理

○安全管理者、衛生管理者  
 リスクアセスメント等の実施の管理

○化学物質管理者  
 リスクアセスメント等の技術的事項を実施

○化学物質等、化学物質等に係る機械設備等の専門知識を有する者

当該化学物質等、機械設備等に係るリスクアセスメント等への参画

○作業内容を詳しく把握している職長等  
 作業の洗い出し、危険性及び有害性の特定、リスクの見積り、リスクを低減するための措置の検討

6、リスクアセスメントを活用した労働災害防止活動の基本的な手順

化学物質等により発生する危険性及び有害性のリスクを見積り、リスクに応じた対策を検討します。事業者はリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて対策を講じます。

①化学物質等による危険性及び有害性の特定  
 ②特定された危険性及び有害性によるリスクの見積り

③見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定。リスクを低減するための措置の内容の検討

④優先度に対応したリスク低減措置の実施

⑤記録と見直し

7、その他

リスクアセスメントの実施にあたり、次のような資料等を入手し、その情報を活用する必要があります。定期的な作業に係る資料等だけでなく、非常作業に係るものも入手する必要があります。

▽化学物質等のSDS、仕様書、化学物質等に係る機械設備情報等  
 ▽化学物質等の取扱いに係る作業標準、作業手順書等

▽化学物質等に係る機械設備のレイアウト、作業の周辺環境に関する情報  
 ▽作業環境測定結果等

▽複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報  
 ▽化学物質等による災害事例、災害統計等

※化学物質のリスクアセスメント支援ツールについては厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。



化学物質支援事業パンフレット  
 ■セミナー開催「化学物質管理セミナー」「化学物質管理研修」  
 ※本誌同封案内をご覧ください



ホームページ「職場のあんぜんサイト」=化学物質=